

みんかんちんたいじゅうたく かり あ か せつ
民間賃貸住宅の借上げ(みなし仮設)について

みんかんちんたいじゅうたく かり あ せい ど
民間賃貸住宅の借上げ制度

へいせい ねんくまもとじしん じゅうきよ ぜんかい だいき ぼはんかい ふく ひがい う みずか しりよく
平成28年熊本地震により 住居が全壊（大規模半壊を含む）の被害を受け、自らの資力で
じゅうきよ かくほ かた たい おうきゅうかせつじゅうたく みんかんちんたいじゅうたく くまもとし か
は住居が確保できない方に対し、みなし応急仮設住宅として民間賃貸住宅を熊本市が借
あ
り上げます。

じしん せい ど じょうけん きぼう ぶっけん さが もうしこ
※ご自身が制度の条件にあった希望の物件を探し、申込みいただくことになります。

にゅうきよしや ようけん がいどう
入居者の要件（いずれにも該当）

- へいせい ねんくまもとじしん さいがい い か とうがいさいがい じてん へいせい ねん がつ
(1) 平成28年熊本地震における災害（以下「当該災害」という。）時点（平成28年4月
か くまもとし じゅうしょ ゆう かた
14日）において、熊本市に住所を有する方
とうがいさいがい じゅうきよ ぜんかい だいき ぼはんかい ふく きよじゅう じゅうたく かた
(2) 当該災害による住居の全壊（大規模半壊を含む）により、居住する住宅がない方
みずか しりよく じゅうきよ かくほ かた
(3) 自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方
さいがいきゅうじょほう もと じゅうたくおうきゅうしゅうりせい ど りよう かた
(4) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方

かり あ じゅうたく じょうけん がいどう
借上げ住宅の条件（いずれにも該当）

- かしぬし どうい え
(1) 貸主から同意を得ているもの
かんり がいしやなど ちんたい か のう かくにん
(2) 管理会社等により賃貸可能と確認されたもの
やちん げつあ まんえん い か とくべつ じじょう ぼあい
(3) 家賃が、1ヶ月当たり6万円以下であること（特別の事情がある場合においてはこの
かぎ たいしょうせたい めいいじょう さい にゅうようじ のぞ
限りではありません。）。ただし、対象世帯が5名以上（0～3歳の乳幼児を除く）
ぼあい まんえん い か
である場合にあっては、9万円以下であること。

ひようふたん
費用負担

- ほんし ふたん
(1) 本市の負担
やちん
ア. 家賃
れいきん やちん かげつぶん げん ど
イ. 礼金（家賃の1ヶ月分を限度）
ちゅうかいてすうりよう やちん かげつぶん げん ど
ウ. 仲介手数料（家賃の0.54ヶ月分を限度）
たいきよしゅうぜんふたんきん やちん かげつぶん げん ど
エ. 退去修繕負担金（家賃の2ヶ月分を限度）
かさいほけんなどそんがいほけんりよう ねんあ まんえん げん ど
オ. 火災保険等損害保険料（1年当たり1万円を限度）

にゅうきよしや ふ たん
(2) 入居者の負担

こうねつすいひ かんりひ きょうえきひ ちゅうしやじょうひ じちかいひ
ア. 光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費など

たいぎよじ しゅうぜんひ たいぎよしゅうぜん ふ たんきん や ちん かげつぶん うまわわ ばあい ふそくがく
イ. 退去時の修繕費が、退去修繕負担金（家賃の2ヶ月分）を上回る場合の不足額

にゅうきよ きかん

入居期間

さいちょう ねんかん

最長 2年間

かりあげじゅうたく けいやく

借上げ住宅の契約

かりあげじゅうたく かしぬし ちんたいしやくけいやく ていけつ ばあい くまもとし べつとさだ けいやくしよ
借上げ住宅の貸主と賃貸借契約を締結する場合は、熊本市が別途定める「契約書」により
おこな

行います。

ひつようしよるい

必要書類

もうしこみしよ

・ 申込書

じゅうみんひょう せたいぜんいん

・ 住民票（世帯全員）

さいしやうめいしよ うつ か

・ 防災証明書（写しで可）

もうしこ しよはいふ そうだんまどぐち

申込み書配布・相談窓口

くまもとし やくしよ かい りんじまどぐち せっち

熊本市役所14階に臨時窓口を設置しています。

たいおうじかん じ じ がつ にちいこう じ

対応時間は9時から17時まで（5月16日以降は16時まで）です。

といあわ れんらくさき

問合せ・連絡先

と し けんせつきよく けんちくじゅうたく ぶ けんちくせいさく か

都市建設局 建築住宅部 建築政策課

でんわ

電話：096-328-2438

☑ kenchikuseisaku@city.kumamoto.lg.jp